

高齢になっても、安心して地域で暮らし続けられるように

高齢者や支援の必要な人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制が「地域包括ケアシステム」です。在宅療養だけでなく、さまざまな取り組みで支援していきます。



射水市在宅医療・介護連携推進協議会
射水市医師会をはじめ、医療・介護及び福祉の関係者が定期的に集まり、在宅医療と介護の連携を推進するため協議をしています。

在宅医療・介護に関する相談は
在宅医療・介護の相談や利用については、かかりつけ医または下記の地域包括支援センターに相談しましょう。



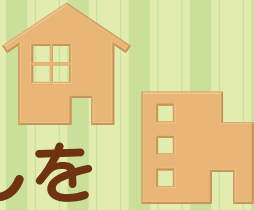
射水市の地域包括支援センター

地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などに対し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアの調整役です。相談には、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターなどが連携して対応します。



名 称	住 所	電話番号 FAX番号	担当地区
新湊西 地域包括支援センター	朴木211番地1 (射水万葉苑内)	83-7171 82-8283	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺、緑町、塚原地区、作道地区
新湊東 地域包括支援センター	七美891番地 (七美ことぶき苑内)	86-2125 86-2960	立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町、片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
小杉・下 地域包括支援センター	大江333番地1 (大江苑内)	55-8217 55-5885	三ヶ地区、戸破地区、大江地区、下地区
小杉南 地域包括支援センター	中太閤山18丁目 1番地2 (太閤の杜内)	56-8725 56-8231	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区
大門・大島 地域包括支援センター	中村20番地 (こぶし園内)	52-0800 52-6800	大門地区、大島地区

住み慣れたまちで
自分らしく安心した暮らしを



医療と介護の連携 でささえます



「かかりつけ医」を中心に連携して在宅医療・介護を支えます

ますます進展する超高齢社会に向けて、地域の実情や高齢者の希望に合わせた新しい医療や介護などのしくみが必要になっています。
射水市では、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるまちを目指して、関係機関と連携し、在宅医療と介護の推進に取り組んでいます。

みんなでささえる在宅療養



かかりつけ医

みなさんが普段から受診している診療所や病院の「かかりつけ医」が在宅医療の中心となり、自宅へ訪問して診療や健康管理を行います。

また、必要に応じてほかの医療機関や介護や福祉の専門職と連携をとります。



かかりつけ医はみなさんの病歴や状態を把握しているので、病気のときはもちろん普段の健康管理や服薬管理などで継続した医療の面での支えとなってくれます。



本人や家族

かかりつけ医による訪問診療や往診を受けられるほか、訪問看護師や薬剤師、理学療法士、ホームヘルパーなど、かかりつけ医と連携したさまざまな職種の専門職から必要に応じたサービスが受けられます。



診療や
健康管理

必要に
応じて
入院や
介護など

連携してサポート

在宅療養をささえる人たち

在宅で療養生活を送るためには、医師が行う治療に加え、さまざまな専門職のサポートが必要になります。在宅療養を支える人たちがどんなことを行う職種なのか知っておきましょう。

かかりつけ医・医療機関などの医師

普段の訪問診療や往診はかかりつけ医が、状態が悪化して検査や入院が必要な治療は医療機関などの医師が、状態に応じて医療を担当します。かかりつけ医と医療機関などが連携することにより、安心して医療を受けることができます。

看護師・保健師

医師の指示に基づいた医療処置、血圧・体温・脈拍など健康状態の確認、入浴や排泄などの療養生活の支援、栄養指導などを行います。

薬剤師

医師の指示に基づく処方せんの調剤、医薬品や衛生材料の供給、薬の飲み合わせなど薬歴管理、薬の効果などの説明、服薬指導、服薬状況と保管状況の確認などを行います。

歯科医師

口腔内の診察、むし歯・歯周病の治療、入れ歯の製作・調整、誤嚥防止の指導・訓練など、訪問により継続的な口腔機能の維持、管理を行います。



ケアマネジャー

介護支援専門員ともいい、介護が必要になった場合、要介護者や家族からの相談を受け、ケアプランの作成や介護サービス事業者との調整などを行います。

理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士

医師の指示に基づいて、日常生活動作や心身機能の改善・維持を目的に、各種訓練や生活指導などのリハビリテーションを行います。

管理栄養士・栄養士

医師の指示に基づいた栄養・食事指導を訪問して行います。

ホームヘルパー

家事や炊事など身の回りの生活全般のサポートや身体介護など、日常生活の支援を行います。医療的な処置を行うことはできません。

歯科衛生士

歯科医師の指示に基づいた歯科衛生指導などを訪問して行います。

在宅療養に向けたおもな準備

●かかりつけ医の確認

かかりつけ医がいる場合は、訪問診療や往診が可能か確認しましょう。

入院中の場合は医療ソーシャルワーカーなどに相談しましょう。

●在宅生活の準備

入院中の場合は、医療ソーシャルワーカーなどに早めに相談し、すでに在宅療養されている場合は、かかりつけ医、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどに相談しましょう。

●介護保険の準備

介護保険のサービスが必要になった場合は、お住まいの市役所で相談しましょう。市役所の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請をします。

射水市介護保険課 ☎51-6627

●自宅の療養環境の準備

これまでの生活が実現できることが理想です。

トイレや浴室などへの手すりの取り付け、介護ベッドやポータブルトイレの利用など、工夫をしましょう。

ひとり暮らしの人は？

医療、看護、介護サービスを上手に利用することで、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯でも在宅で療養生活を送ることができます。